

## 第511回 岡山地方最低賃金審議会資料

### 資料目次

特定最低賃金専門部会の審議状況（令和6年度）・・・・・・・・・・	資料	1
岡山県各種商品小売業最低賃金の改正決定の 必要性の有無に関する報告書（写）・・・・・・・・	資料	2
岡山県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（写）・・	資料	3

特定最低賃金専門部会の審議状況（令和6年度）

資料 NO.1

令和6年11月1日現在

業種	現行額 (時間額)	改定後額 (時間額)	引上額	引上率	結審状況	答申日	異議申出日 締切日	最短発効日
耐火物製造業	980円	1,026円	46円	4.69%	全会一致	10月30日(水)	11月14日(木)	12月28日(土)
鉄鋼業	1,050円	1,102円	52円	4.95%	全会一致	10月9日(水)	10月24日(木)	12月8日(日)
一般機械器具製造業	1,005円	1,054円	49円	4.88%	公益見解採決 使側反対	(専門部会結審日) 10月28日(月)		
電気機械器具製造業	974円	1,025円	51円	5.24%	全会一致	10月25日(金)	11月11日(月)	12月25日(水)
自動車・同附属品 製造業	991円	1,039円	48円	4.84%	公益見解 全会一致	10月31日(木)	11月15日(金)	12月29日(日)
船舶製造・修理業、 船用機関製造業	1,041円	1,094円	53円	5.09%	全会一致	10月30日(水)	11月14日(木)	12月28日(土)
各種商品小売業	933円	(専門部会結審) 必要性有りと 結論に達し得ず						

# 写

令和6年9月13日

岡山地方最低賃金審議会  
会 長 益田 佐和子 殿

岡山地方最低賃金審議会  
岡山県各種商品小売業最低賃金専門部会  
部会長 富 永 優 子

## 岡山県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月3日及び7月29日岡山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡山地方最低賃金審議会  
岡山県各種商品小売業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部会長 富永優子 岡山県社会保険労務士会  
理事

部会長代理 片山裕之 弁護士

佐藤吾郎 岡山大学大学院法務研究科  
教授

労働者代表委員

日下部雅淑 U A ゼンセン岡山県支部  
次長

森健太 高島屋労働組合 岡山支部  
副執行委員長

森本翔大 全天満屋労働組合  
中央書記長

使用者代表委員

國府慎一郎 (株)天満屋ストア  
取締役執行役員管理本部長兼人事総務部長

高橋佳和 (株)岡山高島屋  
副店長兼営業推進部長

山本哲司 (株)天満屋  
執行役員経営企画室長

# 写

令和6年10月28日

岡山地方最低賃金審議会

会長 益田 佐和子 殿

## 岡山地方最低賃金審議会

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、  
冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫  
製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・  
フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、  
他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、  
サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 横山 純子

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿  
調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、  
基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空  
装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、  
サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月3日及び7月29日岡山地方最低賃金審議会において  
付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと  
おりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡 山 地 方 最 低 賃 金 審 議 会  
岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部 会 長	横 山 純 子	弁護士
部会長代理	米 山 毅 一 郎	岡山大学学術研究院法務学域 教授
	富 永 優 子	岡山県社会保険労務士会 理事

労働者代表委員

井 上 明 夫	J A M ヤンマーアグリ労働組合 書記長
国 友 雅 彦	J A M 山陽岡山県連絡会 事務局長
西 崎 知 佳	日本労働組合総連合会岡山県連合会 副事務局長

使用者代表委員

上 田 哲 也	協同組合岡山鉄工センター 事務局長
田 中 三 郎	みのる産業(株) 企画部 部長
鶴 海 元	カーツ(株) 監査役

## 別 紙

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

### 1 適用する地域

岡山県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- ( 1 ) 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
- ( 2 ) 家庭用エレベータ製造業
- ( 3 ) 冷凍機・温湿調整装置製造業
- ( 4 ) 玉軸受・ころ軸受製造業
- ( 5 ) 農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）
- ( 6 ) 縫製機械製造業
- ( 7 ) 生活関連産業用機械製造業（包装・荷造機械製造業を除く。）
- ( 8 ) 基礎素材産業用機械製造業（化学機械・同装置製造業を除く。）
- ( 9 ) 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- ( 10 ) 真空装置・真空機器製造業
- ( 11 ) 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
- ( 12 ) 事務用機械器具製造業
- ( 13 ) サービス用・娯楽用機械器具製造業
- ( 14 ) ( 1 ) から ( 13 ) までに掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所
- ( 15 ) 純粋持株会社( 管理する全子会社を通じての主要な経済活動が( 1 ) から( 13 ) までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- ( 1 ) 18歳未満又は65歳以上の者
- ( 2 ) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ( 3 ) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間1,054円
  
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
  
- 6 効力発生の日  
法定どおり



岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業

### 最低賃金専門部会審議経過

会 議 等	年 月 日	内 容
第507回 岡山地方最低賃金審議会	令和6年 7月3日	1 改正決定の必要性の有無について諮問
第508回 岡山地方最低賃金審議会	令和6年 7月29日	1 改正決定の必要性の有無及び改正決定について諮問 2 専門部会の設置を決定
専門部会委員の推薦公示	令和6年 7月29日	締 切 令和6年8月19日
専門部会委員の任命	令和6年 8月26日	
第1回 専門部会	令和6年 9月2日	1 部会長及び同代理の選任 2 今年度の審議の進め方 3 改正決定の必要性の有無について審議（結審）
改正決定に関する意見聴取の公示	令和6年 9月2日	締 切 令和6年9月24日
第2回 専門部会	令和6年 9月30日	1 最低賃金額の審議
第3回 専門部会	令和6年 10月15日	1 最低賃金額の審議
第4回 専門部会	令和6年 10月28日	1 最低賃金額の審議（結審）